登録承認事項の適合に関する誓約書

年　　月　　日

ビルクリーニング外国人材受入支援センター

センター長殿

＜申請者＞

住　　所

名　　称

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　印

私は、ビルクリーニング外国人材受入支援センター利用登録規約第5条（下記）に定める登録承認事項に適合することを誓約します。

記

1. 申請書類などにおいて、虚偽の申告のないこと
2. 「出入国管理及び難民認定法」（以下「入管法」という）及び「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（以下「技能実習法」という。）並びに「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」等、外国人の受入れに係る法令を遵守し、法が定める欠格事由に該当せず、認定及び許可等の取り消しを受けていないこと
3. 本センターの運営に支障をきたす恐れがあると認められないこと
4. 1号法人においては、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会の会員企業であり、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の「建築物清掃業」または「建築物環境衛生総合管理業」の登録をしていること、並びに外国人材の適正な受入実績を持つ企業、または外国人材受入れを希望する企業で、本センターが指定する講習会を受講した責任者を有する企業
　ただし、前記「建築物清掃業」または「建築物環境衛生総合管理業」の登録を要しない在留資格で外国人を受入れている企業、または希望する企業についてはこの限りではない。
5. 2号法人においては、技能実習法第23条（監理団体の許可）によりあらかじめ許可を受け、ビルクリーニング職種における外国人技能実習生の適正な取扱実績を持つ団体、またはビルクリーニング職種への見識を持ち同職種の取扱いを希望する団体で、本センターが指定する講習会を受講した責任者を有する団体
6. 3号法人の「送出機関」においては、送出国の認定を受け、技能実習法規則第25条（外国の送出機関）に適合し、ビルクリーニング職種における外国人技能実習生の適正な取扱実績を持つ団体及び本センター運営委員会が認めるもので、本センターが指定する講習会を受講した責任者を有する団体
7. 4号法人の登録支援機関においては、出入国在留管理庁長官の登録を受け、ビルクリーニング職種における特定技能在留資格者の適正な取扱実績を持つ団体及び本センター運営委員会が認めるもので、本センターが指定する講習会を受講した責任者を有する団体
8. 5号法人後段の「運営委員会が認める者」については、申請の都度、運営委員会で登録の適否を審議し決定する。
２　登録が承認されたとき、本センターは利用登録名簿に当該者の名簿を作成しなければならない。
３　利用登録は、登録承認の日から発効する。